

レジюме要約集2008年度版 (特許法・実用新案法編)

使用についての注意点

ユーザーは、個人的な利用を目的とする限りにおいて、本レジюме要約集の一部又は全部を自由に複製、印刷又は編集できます。

ユーザーは、営利非営利を問わず、個人的利用以外を目的として、本レジюме要約集の一部又は全部について複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、使用許諾、転載、再利用等をしないことに同意するものとします。

本レジюме要約集は、あらゆる事例及び時代について内容の正確性を保証するものではありません。また、本レジюме要約集は著作者の主観的な法律解釈に基づいて創作されたものであり、事例又は時代の変化によって解釈が異なることがあります。また、内容の誤りに基づいて生じる損害について、著作者は賠償責任を負いません。

本レジюме要約集の著作権を含む一切の知的財産権は、著作者が保持します。

Copyright (C) 2008- All Rights Reserved.

20080404

項目	内容
特許法と実用新案法の相違点	特許法と実用新案法とは、自然法則を利用した技術的思想を保護客体とし、産業の発達を目的とする点で共通する。
・保護対象	①実用新案法は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、方法及びプログラム等を除外して物品の形状、構造又は組合せに係る考案を保護対象にする点で(実1条、3条1項柱書)で特許法と異なる。特許制度を補完すべく制定されたためである。このため出願の際に図面は必須であり、国際実用新案登録出願が必要な図面を含まない場合に、提出命令が出される点で特許法とは異なる。 なお、医薬などの物質自体は保護対象ではないが、材料の形態が特殊な作用効果を奏する場合は、保護対象となりうる。例えば、カプセルや三層構造の錠剤などである。 ②物品の形状とは外部から観察できる物品の外形をいい、物品の構造とは物品の機械的構造を意味し化学的構造は含まない。物品の組合せとは、二以上の異種物品の集合であり使用に際して動合又は密接不可分となり一の目的を達成するもの、例えばボルトとナット等、又は、二以上の同種物品の集合であり一体となり一の目的を達成するもの、例えばトランプ等をいう。 なお、構造上の特徴は外観上明瞭である必要はなく、例えば、磁性を帯びた剃刀の刃等も保護されることがある。但し、物品の形態と材料とが一体不可分の関係にあることを要する。 ③実用新案法では、創作であれば十分であり、その程度が高度でなくともよい点で特許法とは異なる(実2条1項)。そのため、進歩性の判断において、きわめて容易で足りるとしている(実3条2項)。また、手数料や登録料も特許法よりも安価である(実31条、54条)。
・手続き	①実用新案法では、早期権利保護のため、無審査主義を採用する(実14条2項)。よって、方式的要件(実2条の2第4項)、基礎的要件(実6条の2)のみが判断される点で特許法とは異なる。また、出願審査請求(特48条の2)も不要である。なお、同日出願の場合、無効理由を有したまま登録される。 ②実用新案法では、出願公開(特64条)されない点で特許法とは異なる。 ③実用新案登録出願では、図面が必須添付書類である(実5条2項)。 ④実用新案法では、出願の際に手数料の他に登録料も同時に納付する(実32条1項)。また、手続補正、出願の分割又は出願変更のできる時期が特許法よりも短く設定されている(実2条の2第1項)。具体的には、出願日から政令で定める期間内に限り補正できる。なお、手数料及び登録料は特許法よりも安い。さらに、登録料が安いため減免の対象となるのは考案者又はその相続人だけである。つまり特許法とは異なり、職務発明を承継した使用者に関しては規定が無く、法人にも認められない。
・権利付与後	①実用新案権の保護期間は、出願日から10年であり特許権よりも短い(実15条)。また、存続期間の延長制度(特67条2項)も存在しない。 ②実用新案法では、無審査主義を採用しているため、権利行使に以下の制限が設けられている点で特許法と異なる。 a実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使できない(実29条の2)。 b所定の場合を除き、権利行使後に実用新案登録が無効になった場合又は権利行使後の訂正により技術的範囲に含まれなくなった場合は、相手方に対して損害賠償責任が生ずる(実29条の3)。 c侵害行為について過失が推定されず(特103条不準用)、過失の立証責任は権利者が負う。 d明細書等の訂正は、請求項の削除(実14条の2第7項)を除き、所定の時期に1回に限りすることができる(実14条の2第1項)。なお、特許法と異なり審判形式をとらず、実用新案登録書が受理された時点で訂正の効力が生じ遡及効が認められる(実14条の2第11項)。 e実用新案権については、中用権が発生しない(実20条)。
・請求項の方法的記載	実用新案登録請求の範囲において請求項が方法的記載であった場合でも、製造方法等によってその物を特定することができる。請求項には、出願人が考案を特定するために必要と認める事項の全てを記載すれば良いからである(実5条5項)。この場合であっても、考案は全体として見れば物の考案であり、方法的記載は製造物自体を表現するとみるのが適切である。従って、製造方法のいかに関わらず、最終的に得られた製造物を意味すると解する。よって、請求項に言及されている方法とは異なる方法によって、同一の製造物が製造できる場合であっても、物の考案としては同一である場合、当該製造物は登録実用新案の技術的範囲に属すると解する。 なお、均等の範囲に属する旨を主張することもできる。
自然法則(特2条1項)	自然界において経験によって見出される法則をいい、人間の精神活動により案出される法則や取り決め等は自然法則とはいえない。
・自然法則ではない例	計算方法、暗号作成方法、心理法則等は発明の対象とはならない。
・自然法則の利用	自然法則の利用であるためには、以下のことが必要である。 ①自然法則を発明全体として利用することを要する。例えば、台風の眼へ強力な電波を照射して台風を抑制する方法は、自然法則を利用しているとはいえない。但し、発明特定事項の一部に自然法則を利用しない部分があっても、全体として利用していると判断されるときは、発明は成立する。 ②当業者が一定の確実性をもって同一結果を反復できることを要する。但し、100%の確実性は不要である。例えば、真珠の養殖法は成功率が数%であっても、発明は成立する。 ③自然法則を結果として利用していればよい。発明者の正確且つ完全な認識は必ずしも必要ではない。 ④失敗例は発明として成立しない。自然法則についての認識を完全に欠いているからである。
・技術的思想	①技術とは、一定の目的を達成するための具体的手段をいい、知識として他人に伝達可能な程度の客観性を要する。 ②思想とは、抽象的な観念又は概念をいうが、ある程度の具体性を要する。
・創作	創作であるためには、新しく作り出したものであり、作り出すことが自明でないことを要する。 ①新規性については、発明時を基準とし、発明者が主観的に新しいと認識すればよい。 ②作り出すため、天然物や自然現象の単なる発見とは異なる。なお、新規化学物質については、通常の有な用途があり実際に製造できれば、創作された発明として保護される。 ③自明でないためには、創作時において通常の専門家が極めて容易に想到できないことを要する。
・単なる発見	発明者が意識して技術的思想を案出していない天然物、例えば、鉱石や自然現象等の発見は、発明には該当しない。しかし、天然物から人為的に単離した化学物質、微生物等は創作に該当する。
・高度のもの	高度のものとは、実用新案法上の考案よりも高度のものという意味である。
・ソフトウェア	ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、当該ソフトウェアは、自然法則を利用した技術的思想の創作である。
・医療業	人間から採取したものを原材料として医薬品(例えば、血液製剤等)又は、医療機器(例えば、人口骨や培養皮膚シート等の体の部分の人工的代用品又は代替品等)を製造するための方法は、人間から採取したものを同一人に治療のために戻すことを前提にして処理する方法であっても、「人間を手術、治療又は診断する方法」には該当しない。

・発明に該当しない場合	発明に該当しない場合は、産業上利用できる発明に該当しないとして、特29条1項柱書違反となる。
-------------	--